

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

京都市立向島小学校

1 総則

(1) 目的

いじめとは「当該児童が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じていること。」と定義づけられ、個々の行為がいじめに当たるか否かは、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童の立場に立って判断されるものである。

また、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方自治体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) ①名称 いじめ対策委員会

②構成員（職名又は校務分掌）

校長	教頭	教務主任	生徒指導主任	養護教諭	教育相談主任
当該関係教員	スクールカウンセラー				

(2) 役割・取組内容

- ・方針の決定と役割分担・・・いじめ対策 ケース会議（緊急時）
発見されたいじめ事案への対応
重大事案への対応
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の対応
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有

(3) 開催時期

- ・月1回程度定例に行う生徒指導委員会で、各クラス・学年の子どもたちの様子は常時交流し、学校全体で子どもを見ていく体制をとる。
- ・いじめ事案が起こった場合は早急にいじめ対策委員会を臨時に招集して、できるだけ迅速に対処できるようにする。

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・全校朝会で児童に説明
- ・各担任より児童に説明
- ・学級懇談会で保護者に説明
- ・学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を公表
- ・学校運営協議会で説明

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの防止（未然に防ぐ）

ア 学習環境の整備

- ・安全で落ち着いた教室にするための整理整頓
- ・指示や説明が明確になるようなICTの活用

イ 授業改善の充実（「分かる授業」「生徒指導の機能が生かされた授業づくり」）

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・子ども主体の意見の交流が活発な授業の構築
- ・交換授業・TT指導の充実や、複数の教員による指導の推進。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・やわらかいが芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・17日を「いいなの日」と設定し、その前後にテーマに沿った人権学習を実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・憲法月間や人権月間の際に学校全体で人権教育を実施。
- ・警察のスクールセンターによる非行防止教室の実施。

エ 体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

オ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・児童会主催の児童朝会の実施。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。フレサ遊び（縦割り）の充実。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・人権月間での「心が温かくなる言葉・標語」の取組。

カ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・朝会で学校長による人権尊重の講和の実施。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学校便り等でのいじめや人権尊重の「コラム」の掲載。
- ・全教職員が常に規範意識の徹底を心がけた指導を実施。

キ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ防止対策推進法」の発信。

ク その他

- ・学校評価アンケート等の結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。
- ・朝のあいさつの教員参加や校内パトロールを実施する。

(2) いじめの早期発見のための措置

①児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに関する記名式アンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

(イ) 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な個別の相談活動の実施。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

②相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問、個人懇談会の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「生徒指導委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ☆生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
・いじめの解消の定義を踏まえ見守りおよび再発防止に向けた取組の確認。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修。
・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域・保護者への啓発。
・情報モラル教室の実施(高学年を重点的に全学年実施)。

事案発覚

4 いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
早期発見、早期対応
・組織的（担任任せにならない）な対応。
・重大事態の防止。
・被害児童の保護を最優先に考えた対応。「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアを行うとともに、登下校時、休み時間、掃除時間等も安全確保を行う。
・加害児童への責任ある指導。いじめの非、謝罪の気持ち→謝罪
・担任は保護者に連絡し（家庭訪問）適切な連携を図る。
・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。再発防止。

【「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組】

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する
① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいる事（救済）
② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
・面談等により確認し、いじめ対策委員会で検討、解消の確認ができるまで継続的に見守る。
・再発の可能性を考慮し、教職員は日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
・京都市教育委員会への調査結果の報告。
・調査結果を踏まえた必要な措置。
・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

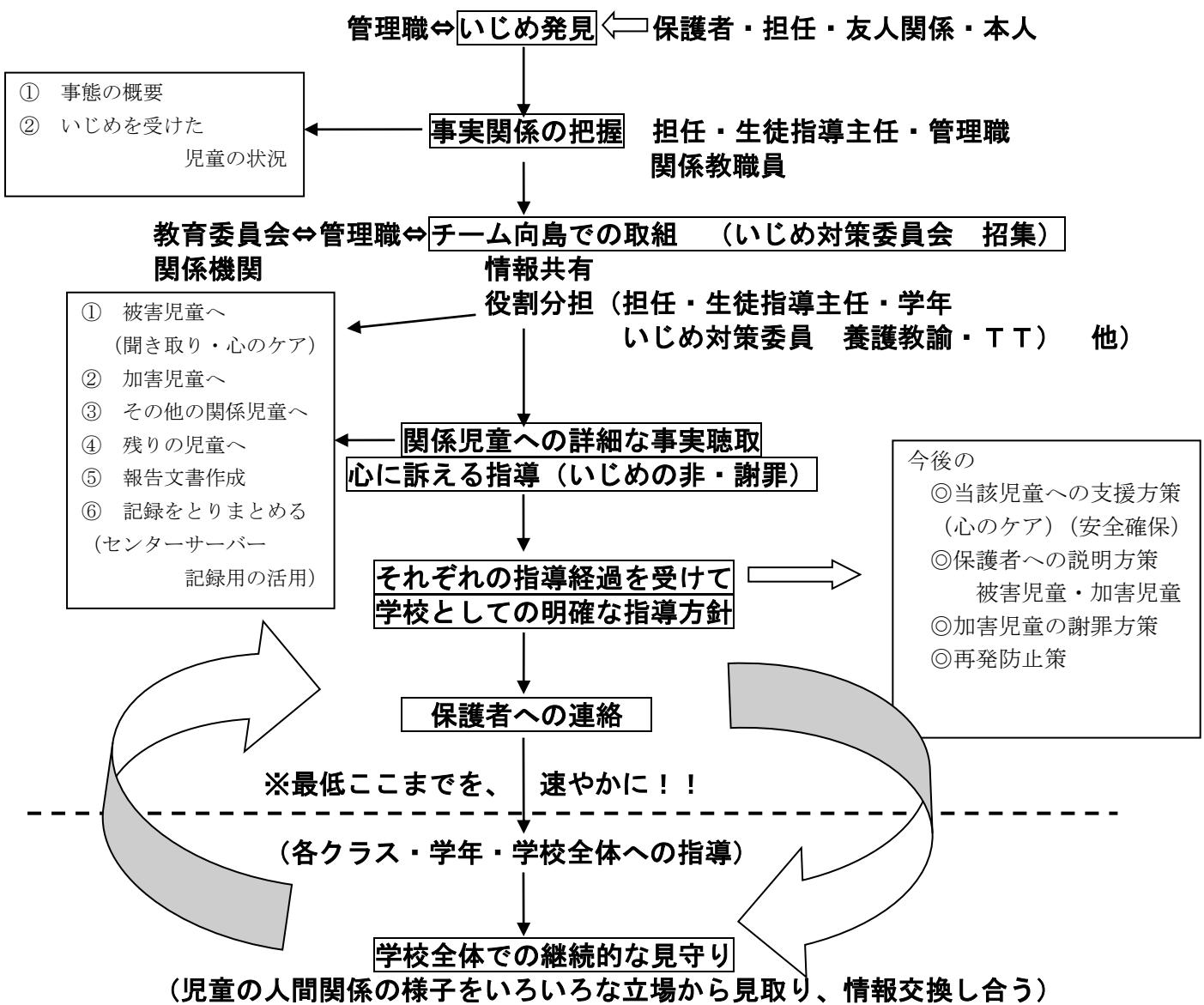
京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

いじめ事案発覚時の措置

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- 早期発見、早期対応
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアを行うとともに、登下校時、休み時間、掃除時間等も安全確保を行う。
- ・加害児童への責任ある指導。いじめの非、謝罪の気持ち→謝罪
- ・担任は保護者に連絡し（家庭訪問）適切な連携を図る。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。再発防止。

※校内指導体制



クラスマネジメントの4つの⑦・・・「相談報告・即時対応・組織対応・早期発見」

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信、関係機関との連携
4	生徒指導委員会 職員会議「学校いじめ防止 基本方針」の共通理解			参観・学級懇談① 家庭訪問週間
5	子ども理解研修1 生指研修（未然防止）	縦割り遊び 児童朝会 朝会でいじめ対策委員会を紹介 春の遠足・6年 修学旅行		地生連総会①
6	生徒指導委員会	児童朝会	第1回クラスマネジメント シートの実施（4-6年） 子どもアンケート（3年）	学校だより 授業参観 PTA 総会での説明
7	生徒指導委員会	児童朝会 縦割り遊び	いじめアンケート（全校） 実施と結果の共有	個人懇談会① 学校評価
8	生指研修 (早期発見・積極的認知)			
9	生徒指導委員会	児童朝会 縦割り遊び 育成・低学年秋の遠足	教育相談週間	人権参観 自由参観 学校評価
10	生徒指導委員会 子ども理解研修2	児童朝会 縦割り遊び 運動会 5年宿泊学習(山の家)		学校だより（アンケート 結果等の掲載） 家庭教育学級
11	生徒指導委員会	児童朝会 縦割り遊び 学習発表会	第2回クラスマネジメント シートの実施（4-6年） 子どもアンケート（3年）	
12	生徒指導委員会	児童朝会 縦割り遊び	いじめアンケート（全校） 実施と結果の共有	個人懇談会② 学校だより
1	生徒指導委員会 子ども理解研修3	児童朝会 縦割り遊び		学校評価
2	生指研修（保護者への 発信、関係危難との連携）	児童朝会 縦割り遊び	教育相談週間	参観・学級懇談会② 新1年入学説明会 地生連総会③ 学校だより（アンケート結果等の掲載）
3	生徒指導委員会 学校いじめ防止プログラム の見直し	児童朝会		